

会津坂下町長選挙

告示日 令和3年6月1日(火)

投票日 令和3年6月6日(日)



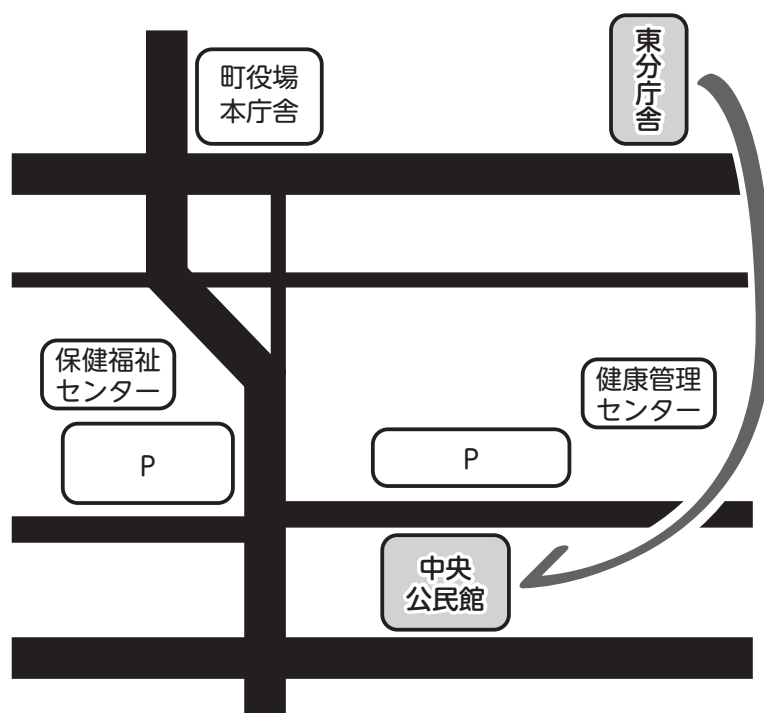
『あしたのために確かな選択』
棄権しないで投票しましょう！

期日前投票所が 中央公民館 1 階ロビーに変わります

これまで東分庁舎で行っていた期日前投票を中央公民館（1 階ロビー）に変更します。

期日前投票制度が町民の皆さんに浸透し、期日前による投票者が全体の投票者の 4 割近くを占めるようになり、過去の選挙においても、最終日には 1, 2 0 0 名以上の方が投票されました。

このような状況を受け、これまでの東分庁舎の建物では対応が困難となってきました。また、新型コロナウイルス感染症対策として密にならないように、広いスペースを確保し、安全で安心に投票できるようにするため、中央公民館の 1 階ロビーを期日前投票所とすることにしました。



お間違いのないように
ご注意ください。

期間・時間について

【期日前の期間】

6 月 2 日(水)

～

6 月 5 日(土)

【投票時間】

午前 8 時 3 0 分

～

午後 8 時 0 0 分

with コロナ時代の上手な暮らし方

新型コロナウイルス感染症の流行で、世界は大きく変化し、私たちの生活も大きな影響を受けています。今後も、誰が感染してもおかしくない状況の中で暮らしていかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症も、対策の基本はインフルエンザなど他の多くの感染症と同じです。

一人ひとりが「かからない」「うつさない」工夫を続けることが大切です。

自分自身や家族、身近な人を守るために、あいまいな情報に惑わされることなく、正しい知識と習慣を身につけましょう。

新型コロナウイルスワクチンのポイント ～発症や重症化の予防が期待されます～

様々なワクチンが開発され、感染症に対する免疫をつけたり、免疫を強めたりするために接種されており、発症・重症化予防に役立っています。

新型コロナワクチンについても、発症者や重症者数を少なくすることが明らかになってきています。



予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクについて十分理解した上で、同意がある場合に限り、予防接種を受けることができます。通知やお知らせをよく確認しましょう。

新型コロナウイルスワクチンの接種日程については、新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせやホームページなどを通じて情報を提供しています。ワクチンの供給状況により日程が変更となる場合がありますので、最新の情報をご確認ください。

新型コロナワクチン接種に関するお問い合わせ・予約はこちら▼

両沼地方コロナワクチンコールセンター



ナビダイヤル 0570-020-260

【受付時間】 月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

3月1日よりコールセンターを開設しています。接種に関する疑問にお答えします。ワクチン接種に関してご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。



「かからない」「うつさない」工夫とは？

感染予防には、正しく予防対策を行うことが大切です。普段の生活ではもちろん、ワクチン接種後も油断せずに、引き続き予防対策をすることが重要となります。



マスクの正しい着用

マスクの上下、裏表を確認。鼻から顎まで隙間なく覆う。



咳エチケット

マスクがない時は、ティッシュやハンカチなどで口や鼻をしっかりと覆う。



こまめな手洗い

外出先からの帰宅時、調理・食事の前後、病人や子どものお世話の前後など、こまめな手洗いをする。手指消毒も忘れずにおこなう。

手洗いの前に・・・
▶ 爪は短く切っておく
▶ 時計や指輪は外す

感染症に負けない体づくり ～頼りになるのは自分の健康～

健康状態が良ければ、感染や重症化を防ぐことができます。朝食をとる、満足感を得られる睡眠をとる、適度な運動をする、気分転換の方法を見つけるなど、こころと体の抵抗力を高める健康習慣を実践していきましょう。

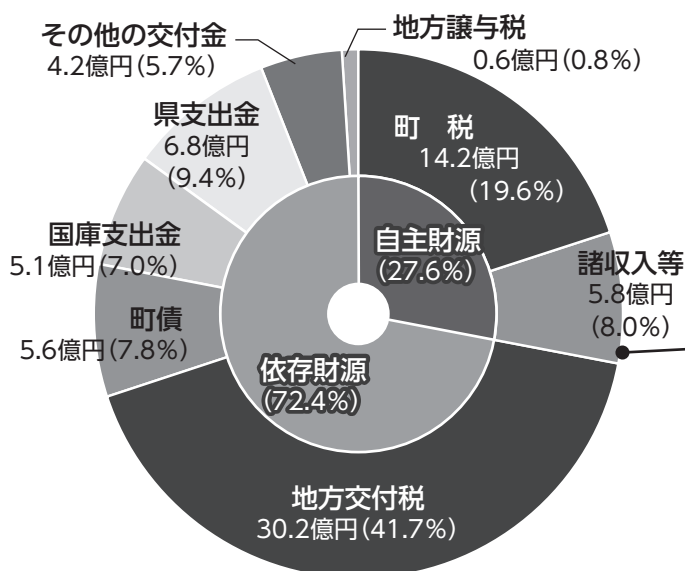
また、予防接種や健（検）診を適切に受けて、病気を防ぐことも重要なポイントです。



令和3年度 会津坂下町の 予算

一般会計予算の内容

総額 **72.5億円** 前年度比 **4.3億円増↑**

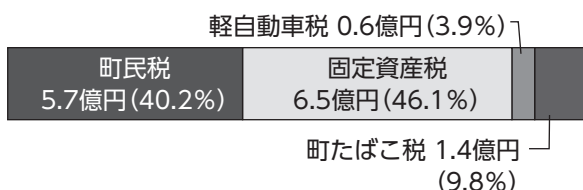


歳入総額 **72.5億円**

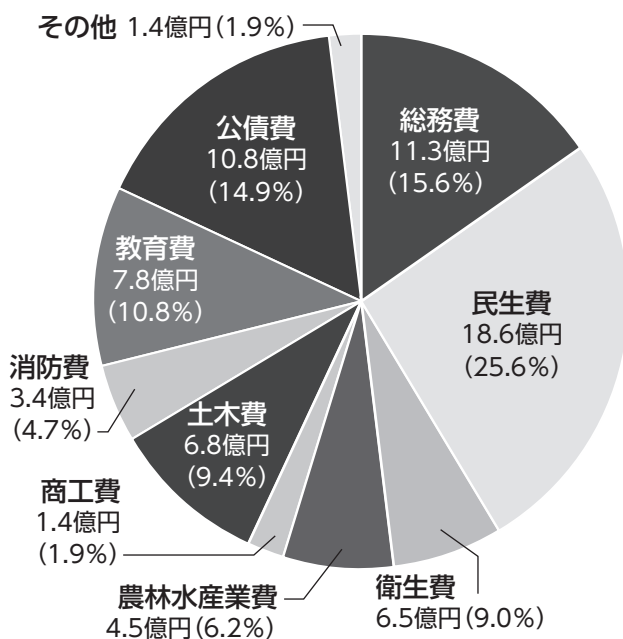
◎分担金及び負担金	0.5億円(0.7%)
◎使用料及び手数料	1.1億円(1.5%)
◎財産収入	0.3億円(0.4%)
◎寄附金	0.4億円(0.6%)
◎繰入金	0.3億円(0.4%)
◎繰越金	1.4億円(1.9%)
◎諸収入	1.8億円(2.5%)
合 計	5.8億円(8.0%)

町税の内訳

町税総額 **14.2億円**



歳出総額 **72.5億円**



主な内容

土木費 【道路や橋などの整備のために】 除雪対策事業 131,667千円 橋りょう整備事業 50,000千円 町営住宅改修事業 31,300千円 公園管理業務 11,031千円	総務費 【一般的な事務のために】 生活路線バス維持対策事業 43,487千円 地域づくり推進事業 28,358千円 地域コミュニティセンター運営事業 24,934千円 地域おこし協力隊活用事業 7,759千円
教育費 【学校、社会教育のために】 学校給食センター運営事業 184,919千円 通園通学事業 48,486千円 小中学校情報教育用機器整備事業 16,270千円 本に親しむ町民をつくる事業 3,887千円	民生費 【福祉増進のために】 私立保育所等施設型給付事業 126,522千円 放課後児童健全育成事業 15,693千円 子育てふれあい交流センター事業 14,709千円 介護予防・地域での支え合い事業 5,086千円
衛生費 【コロナ対策、ごみ処理などのために】 新型コロナウイルス感染症対策事業 68,059千円 廃棄物処理収集事業 61,465千円 予防接種事業 41,864千円 合併処理浄化槽設置整備事業 10,895千円	農林水産業費 【農林業の振興のために】 多面的機能支払交付金事業 137,798千円 中山間地域等直接支払事業 25,832千円 農地集積協力金交付事業 14,080千円 有害鳥獣対策事業 4,248千円
その他の内訳 議会費 0.9億円(1.2%) 労働費 0.1億円(0.1%) 予備費 0.4億円(0.6%)	

令和3年度 特別会計予算の主な内容

特別会計予算

会計名	令和3年度	令和2年度	対前年度比
国民健康保険	18.6億	18.6億	0%
介護保険	23.8億	21.5億	10.7%
後期高齢者医療	2.0億	2.0億	0%
坂下東土地区画整理	2.0億	2.3億	△13.0%
下水道事業	5.4億	5.0億	8.0%
農業集落排水事業	0.7億	0.7億	0%
水道事業	収益的収入	5.2億	△1.9%
	収益的支出	4.7億	2.2%
	資本的収入	1.3億	1200.0%
	資本的支出	2.7億	50.0%

(小数点第2位以下を四捨五入して表示)

主な内容

【国民健康保険】

国民健康保険(国保)は、疾病、負傷、出産および死亡の場合に保険給付等を行う相互扶助の保険制度です。被保険者は年々減少傾向にありますが、医療技術の高度化に伴い、一人あたりの医療費は年々増加しています。被保険者の健康の維持増進に努め、国保事業の適正運営を図っていきます。

【介護保険】

介護保険は、介護認定者とその家族を支援する保険制度です。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、関係機関と連携し、自立支援・重度化防止に向けた取り組みを進め、地域包括ケアシステムの充実を図っていきます。また、通いの場(サロン事業)等による介護予防の推進、認知症施

策の推進および介護給付費の適正化に重点的に取り組みます。

【後期高齢者医療】

後期高齢者医療は75歳以上の方、および一定の障がいのある65歳以上の方のうち、認定を受けた方が入る医療保険制度です。県内全市町村で組織する広域連合で財政運営しており、医療費の適正化や保健事業の充実に取り組みます。

【坂下東第一地区土地区画整理事業】

町の中心市街地東部の道路および公園施設の適正な整備改善と良好な市街地形成を目指し、整地工事並びに水路改修工事、家屋3戸の移転補償を予定しています。

【下水道事業】

中央処理区の管渠工事(1.3km)と、西処理区の管渠工事(267m)を予定しています。

【農業集落排水事業】

窪倉・合川・陣が峯城・長井浄化センターの維持管理に取り組んでいきます。

【水道事業】

県道会津坂下会津高田線のお朽管更新事業、八千代橋水管橋更新、国道49号安兵衛通交差点等配水管布設工事、下水道事業施工区域内における配水管布設替等工事、災害時応急給水組立式タンク購入などを予定しています。(資本的収入の大幅増は老朽管更新事業の交付金および起債の増によるものです。)

令和2年度 一般会計下半期の概要

下半期(令和2年10月~令和3年3月)収入及び支出の概況

*令和3年5月まで出納整理期間があるため、決算額とは異なります。

科 目	歳 入 (単位:千円)		
	予算現額	下半期収入済額	収入累計額
町 税	1,588,144	668,317	1,639,189
地 方 譲 与 税	84,467	61,586	86,894
利 子 割 交 付 金	1,222	711	1,214
配 当 割 交 付 金	4,390	3,247	4,120
株式等譲渡所得割交付金	2,797	4,653	4,653
地方消費税交付金	357,570	155,187	357,570
環境性能割交付金	6,272	3,895	5,355
地方特例交付金	14,700	0	14,700
地 方 交 付 税	3,001,811	949,338	3,005,975
交通安全対策特別交付金	1,796	924	1,913
分担金及び負担金	58,992	27,427	54,848
使用料及び手数料	115,601	56,058	106,421
国 庫 支 出 金	2,651,562	543,986	2,398,870
県 支 出 金	754,165	426,801	555,610
財 産 収 入	8,904	5,162	9,871
寄 附 金	45,585	33,380	49,164
繰 入 金	35,595	35,595	35,595
繰 越 金	282,344	37,441	282,344
諸 収 入	188,954	109,874	167,192
町 債	379,378	207,678	207,678
法 人 事 業 税 交 付 金	3,200	2,532	6,602
合 計	9,587,449	3,333,792	8,995,778

科 目	歳 出 (単位:千円)		
	予算現額	下半期支出済額	支出累計額
議 会 費	81,560	37,832	79,744
総 務 費	3,351,945	963,486	3,058,007
民 生 費	1,880,663	1,135,029	1,706,991
衛 生 費	560,206	180,178	370,548
労 働 費	8,196	309	7,958
農 林 水 産 業 費	484,945	187,053	427,499
商 工 費	145,960	52,726	142,367
土 木 費	682,756	288,888	614,513
消 防 費	324,647	89,809	316,074
教 育 費	899,348	516,552	824,252
災 害 復 旧 費	42,384	28,492	30,132
公 債 費	1,097,703	562,207	1,097,300
予 備 費	27,136	-	-
合 計	9,587,449	4,042,561	8,675,385

財政調整基金残高	451,999
減債基金残高	15,005

下水道(公共下水道・農業集落排水施設)への接続をお願いします

会津坂下町では、生活環境の改善および公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業および農業集落排水施設整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業を行っています。

令和3年4月1日より、新たに公共下水道の供用が開始され、各家庭の汚水を下水道に流すことができるようになった地域をお知らせします。

公共下水道、農業集落排水施設の供用開始区域内にお住まいの皆さまは、下水道の役割をご理解いただき、きれいな水環境を守るため、一日も早い下水道への接続をお願いします。

※法律により早期の接続が義務付けられています(下水道法第10条、同法第11条の3)。

【坂下東処理区 供用開始区域図】(右図)

新たに、字上口、大字羽林字西碓地内の一部を供用開始しました。



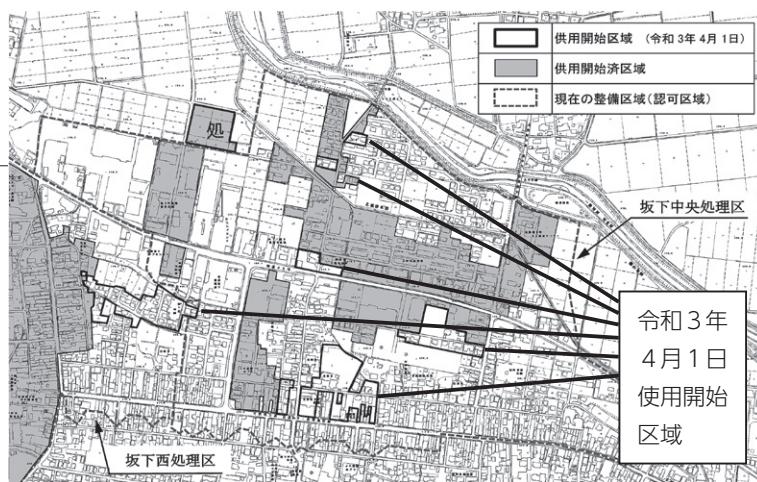
【坂下西・中央処理区 供用開始区域図】(右図)

《坂下西処理区》

新たに、字館ノ内甲地内の一部を供用開始しました。

《坂下中央処理区》

新たに、字四十石、字古町川尻、字館ノ下、字茶屋町甲、字市中三番甲、字市中二番甲、字光明寺東甲、字古屋敷甲地内の一部を供用開始しました。



◎下水道への接続(排水設備工事)は町の指定業者へ

町では、排水設備を安心して設置していただけるよう「会津坂下町排水設備工事指定業者制度」を定めています。指定業者は、法律や条例で定められている基準に合った排水設備を設置するために必要な技術を習得しているとともに、工事に必要な書類の作成や諸手続きについて申請者をサポートしており、町が指導と監督を行っています。

◎合併処理浄化槽設置整備事業補助金

町では、下水道整備(認可)区域外で合併処理浄化槽を設置される方に対し、令和3年度予算の範囲内で補助金を交付します。 ※詳しくは、下記までお問い合わせください。

空き家と一緒に農地を「売りたい・買いたい」方へ

会津坂下町農業委員会では、令和3年4月1日より「空き家バンク登録物件に付随した農地」を空き家と共に取得し、**各種条件を満たす場合**(※1)は、農地法第3条による下限面積要件を1アール(100㎡)まで引き下げました。

売買などが難しい空き家に付随した農地について、下限面積を引き下げ、農地を取得しやすくすることで、遊休農地などの有効利用と新たに農業者の確保および移住定住促進を目的としています。

- ※1 主な条件は
- ・適用を受ける農地は、空き家所有名義の農地であること
 - ・適用を受ける農地に付随した空き家は、空き家バンクに登録されていること

手続きの流れ

- ① 会津坂下町空き家バンク登録申し込み(農地調書提出)
- ② 提出があった農地調書に基づき、農業委員会による現地調査
- ③ 空き家バンク台帳登録の上、HP公開
- ④ 農地法第3条許可申請書を農業委員会へ提出
- ⑤ 農業委員会総会において審議し、許可・所有権移転登記を指導



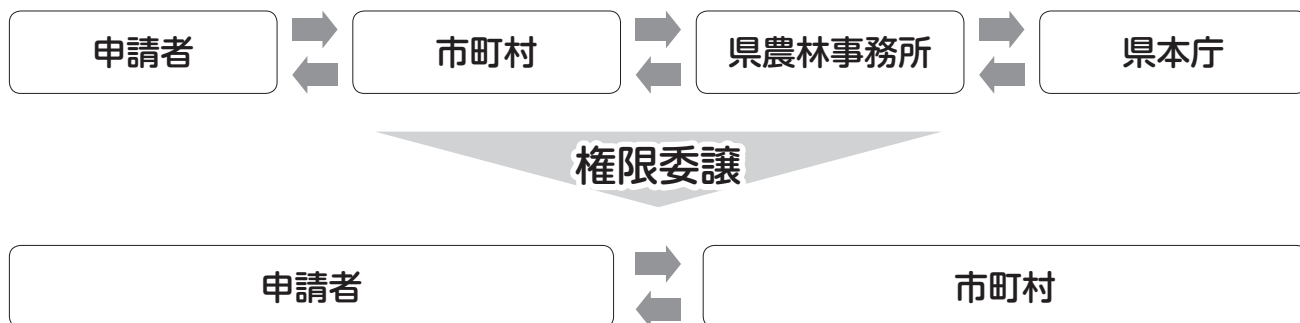
農地転用許可事務の一部が県から町へ権限移譲されます

権限移譲する農地転用許可に関する事務の主な内容(農地法): 令和3年4月許可より
30アール以下の農地で、次の転用の場合の許可

- ① 農業用施設
- ② 集落接続(農家住宅など)
- ③ 都市計画用途地域内農地(旧町内農地)
- ④ 一時転用(営農用太陽光発電施設は除く)

権限移譲による事務フローの変化

申請から許可までの事務処理期間が短縮されます。



問い合わせ

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ・空き家に付随した農地に関すること | ・空き家バンクに関すること |
| ・農地転用許可事務などの権限移譲に関すること | |
| 会津坂下町農業委員会 ☎84-1534 | 建設課 都市土木班 ☎84-1506 |

町有地を販売します!!

No.	所在地	区分	地積	最低公売価格
①	55街区1-2(大字羽林字西碓170-2)	田	384.00㎡	9,868,000円
②	56街区4-1(大字羽林字西碓159-1)	田	369.00㎡	9,003,000円
③	56街区4-2(大字羽林字西碓159-2)	田	369.00㎡	9,003,000円

※買受申込の前に必ず物件の下見を行い、状況を確認してください。

※③の土地は、下水道の引き込みがなされていないため、落札額から当該工事費にかかる経費を控除した額が売却額になります。

入札参加受付期間

- (1)日時 4月23日(金)～5月31日(月)
午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日除く)
- (2)場所 政策財務課 財務管理班
- (3)参加資格 次のいずれかに該当する者以外は、入札に参加できます。
①未成年者
②成年後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
③入札に参加しようとする者を妨げた者または入札の公正な執行を妨げた者
④反社会勢力関係者
⑤町税等滞納者
- (4)必要書類 ①一般競争入札参加申込書 ②住民票抄本(法人にあっては登記簿謄本)
③印鑑登録証明書 ④市町村民税に関する納税証明書(令和2年度分)

入札会の日時

- (1)日時 6月10日(木) 午前10時
- (2)場所 町役場
大会議室(3階)

位置図



※詳細は町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

国民年金機構からのお知らせ

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入する公的年金です。保険料を納めた期間が10年未満である場合、年金を受け取ることができない場合がありますので、保険料は納付期限までに忘れずに納めましょう。

令和3年度の国民年金保険料：月額16,610円（12か月で199,320円）

納付期限：翌月の末日

納付方法：年金機構から送付される納付書により金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納付
（クレジットカード・インターネット納付・口座振替も可能）

年金に加入するには

1. 農業者・自営業者・学生・フリーター・無職（第1号被保険者）
…加入者本人が生活課 保険年金班にて手続き
必要書類：資格喪失証明書・年金手帳・印鑑
2. 会社員・公務員（第2号被保険者）…会社にて手続き
3. 第2号被保険者に扶養されている20～60歳未満の年収130万円未満の配偶者（第3号被保険者）
…第2号被保険者の会社にて手続き

※新成人は厚生年金加入者を除き、強制加入となります。手続きは不要です。

保険間異動の場合の手続き

1. 農業者・自営業者・学生・フリーター・無職が会社員・公務員となった場合（国民年金⇒厚生年金）
手続方法：勤務先で手続き
必要書類：**口座振替をされている方は国民年金保険料口座振替辞退申出書**
（国民年金を口座振替にしている場合、厚生年金への加入手続きの時期により、就職月以降も国民年金保険料が引き落とされる場合があります。）
2. 会社を退職した場合（厚生年金⇒国民年金）
手続方法：町役場 国民年金窓口
必要書類：資格喪失証明書・年金手帳・印鑑

保険料免除申請について

保険料未納の状態で、障害や死亡など不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。納付が困難な場合、「保険料免除制度」「納付猶予制度」の申請が可能ですのでご相談ください。

令和3年度分免除（7月～令和4年6月分）受付開始日：7月1日（休）

※前年度保険料未納の方は、申請時点の2年1か月前までさかのぼり申請可能

必要書類：雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月以降の保険料免除・猶予臨時特例措置についてご相談ください。

～保険料の収納業務を民間委託しています～

委託会社：アイヴィジット・東洋紙業協同企業体

委託内容：電話や文書、個別訪問による納付案内と免除・猶予制度の申請手続き案内、口座振替などの案内

委託業者が訪問する時は必ず写真付身分証明を携行し掲示します。現金を預かることはありませんので、不審に感じた場合、年金事務所・町役場・警察署へ問い合わせてください。

令和3年度～令和5年度 介護保険料のお知らせ

65歳以上の介護保険料は、町の介護保険事業計画※による介護保険給付費総額の見込みに基づき、3年ごとに見直されます。

町では、被保険者の令和3年度から令和5年度までの居宅サービスや施設サービスなどの利用見込量をもとに介護保険料を算定したところ、令和2年度と同じ保険料となりました。

介護保険料は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える大切な財源となりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※介護保険事業計画は町ホームページに掲載しています。



▼令和3年度から令和5年度の所得段階別介護保険料

(※介護保険料基準月額：6,850円)

所得段階	対 象 者	基準額に 対する割合	保険料 (年額)
第1段階	世帯全員非課税（合計所得※と年金収入の合計80万円以下） 生活保護被保護者・老齢福祉年金受給者	0.30	24,660円
第2段階	世帯全員非課税 （合計所得※と年金収入の合計80万円超120万円以下）	0.50	41,100円
第3段階	世帯全員非課税 （合計所得※と年金収入の合計120万円超）	0.70	57,540円
第4段階	世帯課税・本人非課税 （合計所得※と年金収入の合計80万円以下）	0.90	73,980円
第5段階 （基準額）	世帯課税・本人非課税 （合計所得※と年金収入の合計80万円超）	1.00	82,200円
第6段階	世帯・本人課税 （合計所得※120万円未満）	1.20	98,640円
第7段階	世帯・本人課税 （合計所得※120万円以上210万円未満）	1.30	106,860円
第8段階	世帯・本人課税 （合計所得※210万円以上320万円未満）	1.50	123,300円
第9段階	世帯・本人課税 （合計所得※320万円以上）	1.70	139,740円

※合計所得は、合計所得金額から長期譲渡所得または、短期譲渡所得に係る特別控除額を引いた額になります。